

【EU】オンラインプラットフォームの公平性・透明性向上に関する規則

海外立法情報課 濱野 恵

* 2019年7月、Amazon、Google等のオンラインプラットフォームに対し、ビジネス目的のサービス利用者への契約条件の明示、苦情対応組織の設置等を義務付ける規則が公布された。

1 背景・経緯

2015年5月、欧州委員会は、デジタル分野のサービスやコンテンツが域内において国境を越え自由に流通・展開される「デジタル単一市場（Digital Single Market）」を実現するため、「欧州デジタル単一市場戦略」（COM(2015)192 final）を策定した。次いで、2017年5月、欧州委員会は、より一層の取組が必要とされる分野を特定するため、同戦略の中間評価（COM(2017)228 final）を公表した。この中で、Amazon や Google 等のオンラインプラットフォームは、商品やサービスの提供者と消費者をつなぎ、特に中小企業の販路開拓に貢献していることを認めつつ、サイト上からの一方的な商品の削除、検索結果ランキングの不透明な決定方法、救済手段の未整備等の問題が生じていると指摘した。この状況に対応するため、欧州委員会は、2018年4月、「オンライン仲介サービスのビジネス利用者のための公平性及び透明性向上に関する規則案」（COM(2018)238）を公表した。欧州議会（2019年4月）、EU理事会（同年6月）における採択を経て、規則は2019年7月11日に公布された¹。

2 規則の概要

規則は全19か条で構成され、2020年7月12日から全ての加盟国に適用される（第19条）。

(1) 目的及び適用範囲

規則の目的は、オンライン仲介サービス²をビジネス目的で利用する者（以下「ビジネス利用者」という。）や検索エンジン³と関わりのある企業ウェブサイト利用者⁴が、これらのサービスから透明かつ公平な取扱いを受け、実効性のある救済手段が整備されるようにすることにより、域内市場が適正に機能するよう貢献することである（第1条第1項）。

規則は、EU域内に拠点のあるオンライン仲介サービス事業者及び検索エンジン運営者と、EU域内に拠点があるか否かにかかわらず、オンライン仲介サービスや検索エンジンを通じてEU域内の消費者に商品やサービスを提供するオンライン仲介サービス事業者及び検索エンジン運営者に適用される（第1条第2項）。

(2) 契約条件の明示

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年9月9日である。

¹ Regulation (EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on promoting fairness and transparency for business users of online intermediation services, OJ L186, 2019.7.11. <<http://data.europa.eu/eli/reg/2019/1150/oj>>

² 具体的には、Amazon Marketplace等のインターネット上の商品取引サイト、Google Play等のアプリ販売サイト、Facebook等のソーシャルメディアサービス、Google shopping等の価格比較サイトが挙げられている。“Questions and Answers - EU negotiators agree to set up new European rules to improve fairness of online platforms' trading practice,” 2019.2.14. European Commission website <http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-19-1169_en.htm>

³ 具体的には、Google search、Yahoo!等の検索サイトが挙げられている。ibid.

⁴ 自己の商品又はサービスを消費者に提供するため、ウェブサイト等のオンラインのインターフェースを利用する者。

オンライン仲介サービス事業者は、ビジネス利用者に対し、サービスの契約条件を、分かりやすい言葉で、かつ、アクセスしやすい方法で明示しなければならない。これを遵守しない契約条件は、無効となる。契約条件の変更は、ビジネス利用者に 15 日前までに通知されなければならない（第 3 条）。

(3) サービスの提供制限等の理由の通知

オンライン仲介サービス事業者がビジネス利用者へのサービス提供を制限、停止、終了する場合、その理由をビジネス利用者に（提供終了は 30 日前までに）通知し、ビジネス利用者に苦情対応システム（（8）で後述）を利用する機会を与えなければならない（第 4 条）。

(4) 検索結果のランキングに関する情報の明示

オンライン仲介サービス事業者及び検索エンジン運営者は、商品やサービス、検索結果のランキングを決定する主要なパラメーターと、これらのパラメーターが重要である理由を、契約条件に示さなければならない（第 5 条）。

(5) 異なる取扱いをする場合の内容の明示

オンライン仲介サービス事業者及び検索エンジン運営者は、当該事業者又は運営者が直接提供する商品やサービス又はその管理下にあるビジネス利用者が提供する商品やサービスについて、その他のビジネス利用者が提供する商品やサービスとは異なる扱い（通常は優遇）をする際には、その内容を契約条件に示さなければならない（第 7 条）。

(6) データへのアクセス

オンライン仲介サービス事業者は、ビジネス利用者や消費者がオンライン仲介サービスの利用に際して提供した個人情報等のデータにオンライン仲介サービス事業者やビジネス利用者がアクセスできるか否か、これらのデータを第三者に提供するか否か、提供する一定の場合にはその理由等を、契約条件に示さなければならない（第 9 条）。

(7) 他のサービスでの販売制限

オンライン仲介サービス事業者は、ビジネス利用者が、当該事業者とは異なる条件で、他のサービスを利用して商品やサービスを提供することを制限する場合には、その理由を契約条件に示し、公に開示しなければならない（第 10 条）。

(8) 救済手段の整備

オンライン仲介サービス事業者は、ビジネス利用者が無料で容易に利用できる苦情対応システムを内部に設け（第 11 条）、裁判外で紛争解決を行う 2 人以上の調停者を指定しなければならない（第 12 条）。欧州委員会は、加盟国と協力して、オンライン仲介サービス事業者が、単独で又は共同で、調停を行う団体を設立することを奨励する（第 13 条）。オンライン仲介サービス事業者又は検索エンジン運営者がこの規則の規定に違反した場合、ビジネス利用者及び企業ウェブサイト利用者の利益を代表する団体は、裁判所に提訴する権利を有する（第 14 条）。

(9) 監視と評価

欧州委員会は、この規則がオンライン仲介サービス事業者とビジネス利用者との間、検索エンジン運営者と企業ウェブサイト利用者との間に及ぼす影響を監視し、情報を収集し（第 16 条）、オンライン仲介サービス事業者又は検索エンジン運営者による自主的な行動規範の策定を奨励する（第 17 条）。欧州委員会は、2022 年 1 月 13 日までに、その後は 3 年ごとに、この規則の評価を行い、必要に応じ、立法提案を含む追加の規制を検討する（第 18 条）。